

東広島市監査公表第2号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、令和3年度定期監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和3年11月4日

東広島市監査委員	水戸	晃
同	重河	格
同	奥谷	求

(公 印 省 略)

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

対象部局等		対象期間
総務部	契約課	令和2年度（令和3年4月末現在）
地域振興部	黒瀬支所 地域振興課	令和2年度（令和3年3月末現在）
	黒瀬支所 福祉保健課	令和2年度（令和3年3月末現在）
生活環境部	人権男女共同参画課	令和2年度（令和3年4月末現在）
都市部	開発指導課	令和2年度（令和3年3月末現在）
消防局	東広島消防署 本署 各分署	令和2年度（令和3年3月末現在）

第2 監査の実施期間

令和3年5月14日から令和3年10月21日まで

第3 監査の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

第4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取を実施した。

なお、監査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第5 監査の結果

第1から第4に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、関係法令等に従いおおむね適正に執行されていた。なお、軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査時に口頭で指摘した。

第6 監査意見

今期の監査においては、関係法令等に従い、おおむね適正に執行されていたが、複数の所管課で軽易な誤りが見受けられた。

会計事務、契約事務については、担当課により改正点等の通知や手引き・マニュアル等の改正、事務研修会の開催等により、適宜、事務処理上の注意点について周知がある。常

に最新の内容を確認し、軽易な誤りを繰り返すことのないよう、適正な事務処理に努めて
いただきたい。